

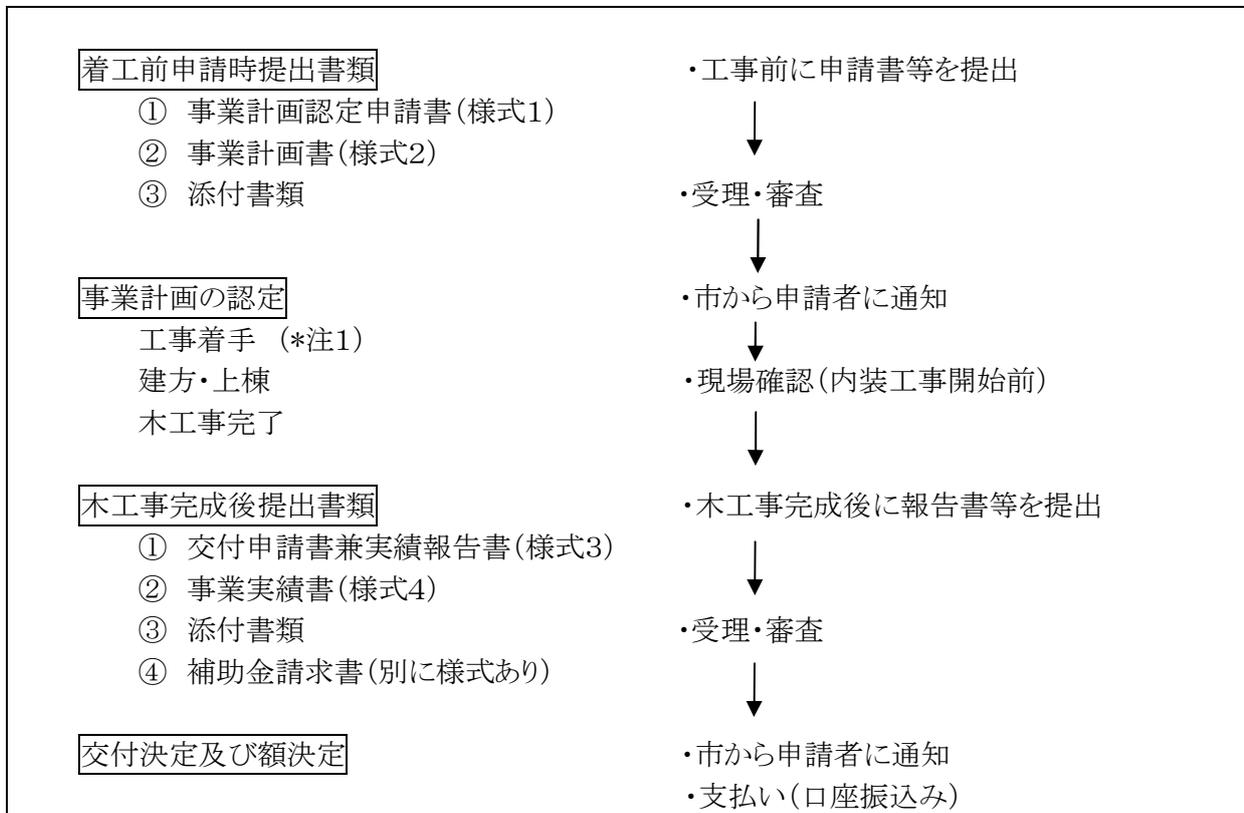
# うおづの木利用促進事業の案内

(平成 29 年度**改正**)

- 魚津市産木材を使用した個人住宅への補助制度です  
この事業は、地域の気候や風土に適した「うおづの木」を使用した、良質な木造住宅建設を促進することで、「住む人の心とからだによい家づくり」と関連地場産業の活性化に役立つことを目標とします。
- 補助金交付の条件 \*次の条件をすべて満たすもの。
  - ① 1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が 50 平方メートル以下かつ延床面積の 50 パーセント未満)及びこれと一連の利用状況にある附属建物(車庫、納屋又は倉庫)であること。
  - ② 市内で自ら居住又は使用するために新築、増築又は改修するものであること。
  - ③ 魚津市産木材を5立方メートル以上使用すること。
  - ④ 建築士が設計した建物であること。
- 補助金の額 \*魚津市産木材の使用量により1件当りの補助金額を下記のとおりとします。  
(裏面の補助金額一覧も参照願います。なお、住宅と附属建物を同時に建てる場合は1件と扱います。)

使用量(小数点以下切捨て)	補助金額
5立方メートル以上 11立方メートル未満	1立方メートル当たり10,000円
11立方メートル以上 16立方メートル未満	使用量から10立方メートルを減じた値に1立方メートル当たり15,000円を乗じ、その額に100,000円を加えた額
16立方メートル以上 21立方メートル未満	使用量から15立方メートルを減じた値に1立方メートル当たり20,000円を乗じ、その額に175,000円を加えた額
21立方メートル以上 25立方メートル未満	使用量から20立方メートルを減じた値に1立方メートル当たり25,000円を乗じ、その額に275,000円を加えた額
25立方メートル以上	400,000円

## 手続きの流れ



(\*注 1)ー内外装仕上材を張る前に使用木材の状況について現場を確認します。

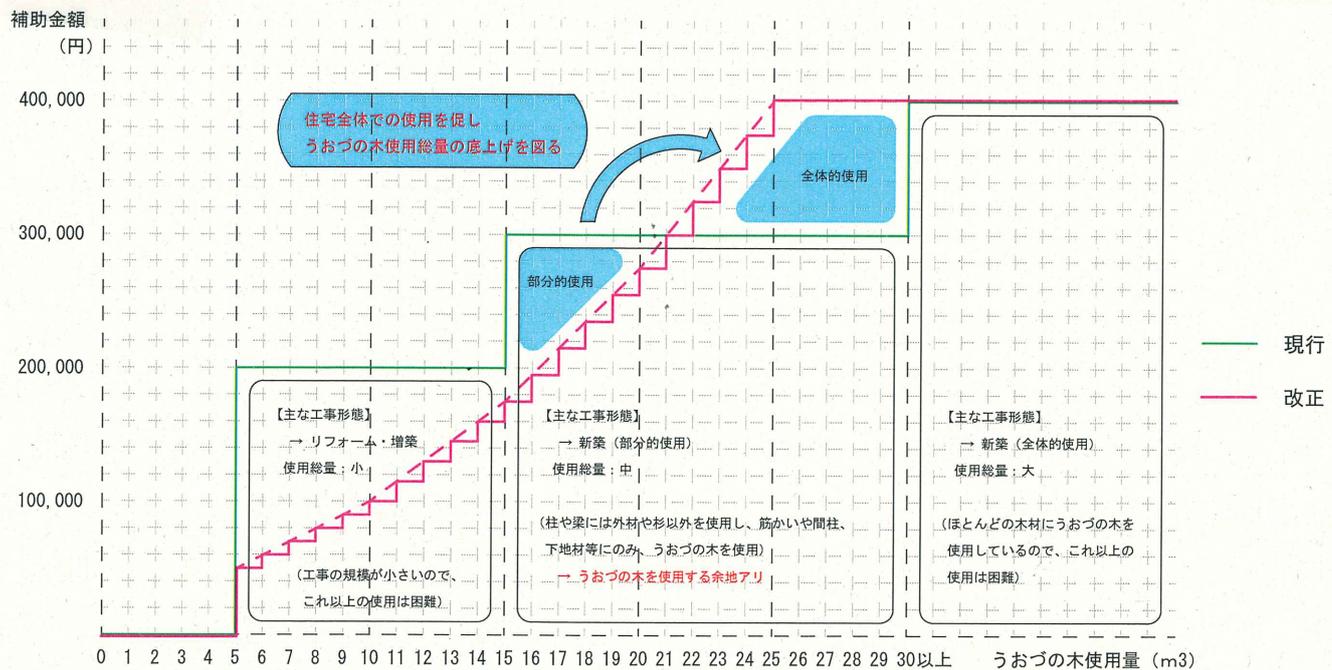
## ▼申込み・問合せ先

魚津市役所3階 都市計画課建築住宅係 TEL23-1031(直通)

平成29年度 うおづの木利用促進事業 補助金額一覧

使用量	単位	新制度 (H29. 4月より)	現行 (H29. 3月まで)
5.0未満	m <sup>3</sup>	0円	0円
5.0	m <sup>3</sup>	50,000円	200,000円
6.0	m <sup>3</sup>	60,000円	200,000円
7.0	m <sup>3</sup>	70,000円	200,000円
8.0	m <sup>3</sup>	80,000円	200,000円
9.0	m <sup>3</sup>	90,000円	200,000円
10.0	m <sup>3</sup>	100,000円	200,000円
11.0	m <sup>3</sup>	115,000円	200,000円
12.0	m <sup>3</sup>	130,000円	200,000円
13.0	m <sup>3</sup>	145,000円	200,000円
14.0	m <sup>3</sup>	160,000円	200,000円
15.0	m <sup>3</sup>	175,000円	300,000円
16.0	m <sup>3</sup>	195,000円	300,000円
17.0	m <sup>3</sup>	215,000円	300,000円
18.0	m <sup>3</sup>	235,000円	300,000円
19.0	m <sup>3</sup>	255,000円	300,000円
20.0	m <sup>3</sup>	275,000円	300,000円
21.0	m <sup>3</sup>	300,000円	300,000円
22.0	m <sup>3</sup>	325,000円	300,000円
23.0	m <sup>3</sup>	350,000円	300,000円
24.0	m <sup>3</sup>	375,000円	300,000円
25.0	m <sup>3</sup>	400,000円	300,000円
26.0	m <sup>3</sup>	400,000円	300,000円
27.0	m <sup>3</sup>	400,000円	300,000円
28.0	m <sup>3</sup>	400,000円	300,000円
29.0	m <sup>3</sup>	400,000円	300,000円
30.0以上	m <sup>3</sup>	400,000円	400,000円

改正補助金額 比較表



## ○補助金交付の手続き方法

### 1. 着工前

#### 申請時に必要な書類

- ① うおづの木利用促進事業事業計画認定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 添付書類

	必要書類	説明
1	平面図、立面図及び敷地案内図	図面に建築士の登録番号、名前を記入すること。
2	魚津市産木材使用箇所リスト	使用部位が分かるもの。別に様式あり。
3	魚津市産木材の伐採証明書	魚津市内で伐採された木材であることを確認するためのもの。

### 2. 工事中

#### 現場確認

魚津市産木材を使用する工事が完了したところで現場確認を行います。内外装仕上材を張る前に都市計画課建築住宅係（23-1031）にご連絡願います。

### 3. 木工事完成後

#### 完成後に必要な書類

- ① うおづの木利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）
- ② 事業実績書（様式第4号）
- ③ 添付書類

	必要書類	説明
1	魚津市産木材の出荷証明書	製材所や木材商等による「魚津市産木材」のみのもの。
2	魚津市産木材の使用実績計算書	魚津市産木材の使用総数量が分かるもの。 (任意様式)
3	木工時完了時の写真	外観・内観写真
4	魚津市産木材状況写真	伐採場所、製材木材、建方完了（使用箇所）等の現場写真

- ④ 補助金請求書（口座振込み。別に様式あり。）